

会議名 総務・産業建設常任委員会

日時 平成 29 年 12 月 7 日（木）午前 10 時～午前 11 時 18 分

場所 第 2、第 3 委員会室

出席議員（7 名）

委員 長 大野慎治 副委員長 櫻井伸賢 委 員 塚本秋雄
委 員 相原俊一 委 員 榊谷規子 委 員 関戸郁文
委 員 伊藤隆信

欠席議員 なし

説明員（16 名）総務部長 山田日出雄、建設部長 西垣正則、消防長 堀尾明弘
秘書企画課長 佐野剛、同統括主査 加藤淳、協働推進課長兼市民プラザ長
兼市民活動支援センター長 小松浩、同統括主査 宇佐見信仁、行政課長 中
村定秋、同主幹 佐藤信次、同統括主査 井出上豊彦、危機管理課長 隅田
昌輝、同統括主査 水野功一、商工農政課長 伊藤新治、同統括主査 今枝
正継、上下水道課長 松永久夫、同主幹 古田佳代子

事務局出席 議会事務局長 尾関友康、同主事 高山智史

付議事件及び審議結果

議案番号	事件名	採決結果
議案第 67 号	岩倉市安全安心カメラの設置及び運用に関する条例の制定について	全員賛成 原案可決
議案第 68 号	岩倉市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第 70 号	尾張都市計画岩倉下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
陳情第 12 号	歩道および歩行者専用道路に関する車の規制についての陳情書	本市議会から岩倉市へ陳情事項実施に向けた依頼を行う。
陳情第 15 号	陳情書	賛成多数 一部採択

◎委員長（大野慎治君） おはようございます。

ただいまから総務・産業建設常任委員会を開催いたします。

当委員会の案件は、議案3件、陳情2件であります。これらの案件を逐次議題といたします。

審査に入る前に、当局から挨拶の申し出がありましたので、許可します。

◎総務部長（山田日出雄君） 改めまして、皆様、おはようございます。

一昨日は大変寒い中、夕方からの交通安全の街頭指導ということで行っていただきました。本当にありがとうございました。いつもと違って、朝と違って、通りがかりの方たちも少しお声をかけていただけるような方もあったということも聞いております。こうしたところも継続して続けていきたいと思っておりますので、ぜひとも御協力をお願いいたします。

天気予報を見ていますと、今週から来週にかけてかなり寒さも厳しくなるといったお話もありますが、そういう中ですけれども、今度の8日金曜日には、夕方に年末の防犯の街頭啓発と、あとは青パトの合同出発式がございます。そちらのほうにも御参加をお願いしておりますので、ぜひとも皆さん、暖かい格好で御参加いただければと思います。どうぞよろしく申し上げます。

さて、本委員会では、私ども部課長以下初め関係職員も出席をさせていただいております。それぞれの議案が市民生活に深くかかわる議案であると考えております。皆様の慎重御審議をお願いいたしまして挨拶とさせていただきます。

◎委員長（大野慎治君） ありがとうございます。

それでは議案の審査に入ります。

議案第67号「岩倉市安全安心カメラの設置及び運用に関する条例の制定について」を議題といたします。

まず、本会議において堀議員から指摘のございました第10条第2項(1)(2)(3)における文末の「とき」に丸をつける取り扱いを、当局から資料の配付及び説明をお願いいたします。

◎総務部長（山田日出雄君） ただいま正誤表という形で配付をさせていただきました議案第67号「岩倉市安全安心カメラの設置及び運用に関する条例の制定について」というところで、昨日の本会議の議案質疑の中で堀議員より御指摘をいただきました条例第10条第2項各号における「とき」の後に句点が必要ではないかといった御指摘については、法制執務上、句点が必要で

あるということでありますので、この配付をさせていただきました正誤表のとおり訂正をお願いしたいと思います。いずれも(1)号、(2)号、(3)号の「とき」の後に句点をつけるものでございます。

大変申しわけありませんでした。どうぞよろしくお願いいたします。

◎委員長（大野慎治君） ただいま配付されました正誤表において、議案の修正及び訂正をすることに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 異議なしと認めます。

この正誤表をもって修正を認めることにいたしたいと思います。

それでは直ちに質疑に入ります。

〔「委員長、済みません」と呼ぶ者あり〕

◎総務部長（山田日出雄君） もう一つ、配付資料についてお願いします。

済みません、申しわけありません。

昨日、これも本会議の中で御指摘をいただきました規則の案とカメラのカタログについては、昨日、それぞれ議員各位の連絡箱のほうに入れさせていただきました。規則については、まだ未定稿ではございますけれども、こうしたものを御参考にしていただいてこれからの御審議をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

◎委員長（大野慎治君） それでは改めまして、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（関戸郁文君） 安全安心カメラの運用について、ちょっとお尋ねしたいです。

実際に何か犯罪が起きたときに、そのデータが警察からかどこかから要求があると思うんですけれども、要求されて、それをお渡しするまでの手順というんですか、その流れについて、今、想定している範囲で構いませんので教えていただけますでしょうか。

◎危機管理課総括主査（水野功一君） 恐らく捜査の関係になりますと、刑事訴訟法に基づく捜査照会事項になると思います。その場合ですが、捜査事項照会の書類をいただいて、その犯罪の目的や場所、時間、日時など詳細なものを聞いた上でそのデータを開示していくことになるかなと考えております。また、その開示する際も、その目的以外に使用しないものの制限をして、刑事訴訟法であれば裁判所等の公的機関以外への開示を行わない旨の制限もつけて開示する予定でございます。

◎委員長（大野慎治君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（梶谷規子君） そのことにも関連するかなと思うんですけれど、条

文でいうと8条の2項に、安全安心カメラ設置者等は、前項ただし書きのという最後のところに、漏えいの防止その他画像データの適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとありますが、その必要な措置を講ずるといふことの具体的な中身をお聞かせいただきたいと思います。

◎危機管理課総括主査（水野功一君） 先ほど関戸委員のほうにも少しお話しさせていただくことと同じことになってしまうんですが、開示するとき、その目的以外に使用しないことで、先ほどの刑事訴訟法であれば裁判所等の公的以外に出さないというような条件をつけるということで、もちろんそれは捜査事項照会書の証明をまずもらった上で、さらに開示するときの開示の申請書もいただいた上で、その目的も書いていただいて出すことになるということでございます。

◎委員（梶谷規子君） そのほかデータの適切な管理のために、今の警察に渡す云々のほかに、漏えいの防止その他の画像データの適切な管理のために必要な措置を講ずることを求める内容で、こういった具体的な必要な措置を想定しているのか、お聞きしたいと思いますが。

◎危機管理課長（隅田昌輝君） 先ほどデータの開示についてはグループ長のほうから説明をさせていただいたとおりになんですけれども、今のお話は開示した後の管理の問題かなというふうに思っております。管理につきましては、市等も同じなんですけれども、データの管理につきましては、例えば鍵のかかる場所で保管をしていただくだとか、先ほども申しましたように裁判所等の公的機関以外には開示をしない方策をとっていただくという形になりますので、基本的には保管状況につきましては、先ほどグループ長が申し上げたとおりで。目的外の利用をしない、そういった体制をとる。要は、みだりに人が見ないとか、捜査上必要な関係者が必要最小限度の利用をする形で確認をしていただくといった対応をしていただく形になりますので、開示してしまったデータは、市から外に出た後も市と同等の管理をしていただくという形になるというふうに考えております。

◎委員長（大野慎治君） ほかに質疑はございませんか。

◎副委員長（櫻井伸賢君） 今、先ほど1問目の質問で刑事訴訟法のケースということで御発言があったわけなんですけれども、刑事訴訟法以外で例えば開示になるような法令がありましたら、ちょっと二、三、こういう場合とこういう場合で、限定列举で結構なんで挙げていただけたらなと思うんですけれども。

◎危機管理課総括主査（水野功一君） 法律的に言うと民事訴訟法や弁護士法などが想定されております。

◎副委員長（櫻井伸賢君） ありがとうございます。

それで、例えば関係書面が届くと。それで画像が上書きされてきますので、1週間だったか1カ月だったかというような期間があったかと思います。その手続が速やかに行われるかということなんですよね。オーケーが出ましたけれども、上書きで消えちゃってしまいましたよというような場合が出てくるのか出てこないのか、ちょっと言いにくいところなんですけど、それは、もう受け取ったら速やかに手続を粛々とやっていくという考えでよろしいでしょうか。

◎危機管理課総括主査（水野功一君） まず、その書面とか手続が終わる前に上書きされてしまうおそれも確かにあると考えておりますので、その相談、照会があったときには、専用のパソコンの中にそのデータだけを取り出す。それで、照会の書類の手続が速やかに正規に行われれば、それを出すことになると思いますが、それがもし不備があったりとか、それが目的に合わないということであれば、とったけれども消去して開示はしないという取り扱いになると考えております。

◎副委員長（櫻井伸賢君） わかりました。以上です。

◎委員長（大野慎治君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（塚本秋雄君） じゃあ質問させていただきます。

基本的に今回の岩倉市安全安心カメラの設置及び運用に関する条例ということなんですけど、今回、私も条例をつくってやっていったほうがいいでしょうと。地方自治体において何かやる時、特に今回はプライバシーの問題もあるだろうということと、いろんな形が出てくると思います。他市もこういう形でやってきて、一般的には寄附をされてやってきているのが多いのかなと思っておりますし、市が予算をとって年間何百台、多いところでは1,000台というようなところも聞いたこともありますけれども、そういう形で設定するわけですけれども、今回趣旨の中で、安全・安心まちづくり推進条例に根拠が置かれていますけれども、そこの中にはカメラでやるというような部分はうたわれていないだろうと思いますし、この安全・安心まちづくり推進条例、推進ですから、これは具体的にやっていくというのがあって、本来なら基本条例があれば私も理解できるんですけど、その上へ行くと、たしか宣言をされております。いわゆる国のほうでまだ法律ができていないから地方で独自に条例をつくって進めていく内容ですから、これはいいことだと思いますけど、この流れを説明していただきたいと思います。

◎危機管理課長（隅田昌輝君） 御指摘のとおり安全安心カメラの条例につきましては、まちづくりの推進条例に従って条例化していくということでご

ございます。推進条例の中に、基本条例ではないというお話をいただきましたけれども、施策の基本となる字句を定めるものとするという趣旨がございませう。その中に、条例の条文にも書いてありますけれども、市の責務として、その他も加えて4点ほどの責務が列挙されているわけです。その中で、この条例の条文にもありますように、4条の第3項で犯罪の防止に配慮した環境の整備に関することという市の責務が規定されております。それを受けまして、環境整備といったところで、本会議でも御説明いたしましたとおり、通常から行っております地域の方々、市民による防犯活動、防犯パトロールといったものを一番の主眼として防犯活動をしていただいているわけなんですけれども、それを補完する形で安全安心カメラによる防犯、犯罪の防止といったものを市の施策として進めていくといったことになりますので、今回、寄附の話も出ましたけれども、かなりの台数の寄附をいただくということで、そういったものをつくる上で、プライバシーだとか肖像権に対する一定のきちとしたルールが必要であろうということで条例化をしたといった経緯でございませう。

◎委員（塚本秋雄君） 今回これが出てくることによって、治安というそのものは、どっちかというとなら愛知県にある愛知県警ということが主導的にやられてきていることですから、今度は市町村でも治安の中の防犯という部分かなという解釈をしておりますので、特に愛知県警なり、あるいは県なりの責務と役割を含めて、市町村としての岩倉市の取り組みをしっかりと明らかにして取り組んでいただく、連携をしながらやっていただくことが大事かなということをお願いすると同時に、これをつくるための検討委員会には愛知県警、江南警察からも参加していただいて、メンバーじゃないと思っておりますけれども参加されているだろうと思っておりますし、そこら辺の状況を教えてください。

◎危機管理課長（隅田昌輝君） 検討委員会におきましては、市民参加条例に従って、市民参加のもとで御意見をお伺いするといったことで検討委員会を開かせていただいております。主なメンバーは、弁護士の方とか、あと個人情報関係の委員さんとか、市民の方、PTAの方も入っております。このあたりは附帯決議の中で、そういった方々に御意見を聞きながら進めるという話がございましたので、そういった形で進めさせていただきました。警察につきましても、直接メンバーには入っていただいておりますけれども、オブザーバーとして、こういったことが安全安心カメラを設置する上で効果的なのかといった御意見をお伺いするといった位置づけで御意見をお伺いしております。委員長さんからも、市民の方の御要望を拾い上げていただいて、こういう形にしたらいんじゃないかというようなお話をい

ただいた後、警察の方の御意見をお伺いするというような会議の取り回しもしていただきましたので、そういった意味では、いわゆる市民の方の要望プラス治安維持のために活動してみえる警察のサイドからの御意見といったものをうまく取り入れて、会議のほうを進めさせていただいて検討ができたのではないかなというふうに考えております。

◎委員（塚本秋雄君） その検討委員会、第1回、第2回の議事録は読ませていただいたんですけども、第3回の議事録というのはホームページでアップされていますでしょうか。現段階で。

◎危機管理課総括主査（水野功一君） まだ公開のほうはしておりません。

◎委員（塚本秋雄君） ということは、検討委員会の確認がとれておることとていいですかね、議事録は。

◎危機管理課総括主査（水野功一君） 議事録は作成して、今、検討委員会の委員さんのほうに確認をしているところでございます。それが終わったら速やかに公表する予定でございます。

◎委員（塚本秋雄君） 本来はそれを見て臨みたかったわけですけども、そこについては指摘をしておきます。

じゃあ次。

細かいことになってきますけれども、本会議の中で結構質問がされておりました。財務委員会のほうでやれる質疑もあったかと思っておりますけれども、1つはここで明らかにしていきたいんですけども、もちろん市長のマニフェストから来ている、請願から来ているということで理解はしておりますけれども、実施計画が新しく出されて、昨年の実施計画、今回の実施計画含めて数量がしっかり上がってきています。それは市が、特に市長が言っていた市長のマニフェスト、プロジェクトをつくって進めてきている職員のほうの中から出てきた、プロジェクトから出てきた数字ということで理解してよろしいでしょうか。

◎危機管理課長（隅田昌輝君） 具体的な数字についてはプロジェクト会議で議論をしたわけではありませんで、担当課のほうで実施計画での計上をさせていただいております。

◎委員（塚本秋雄君） 当初、市長はプロジェクトをつくって、その結果も踏まえて政策に反映していく、若干時間的な問題があったかと思っておりますけれども、そういった部分でのちょっとおくれがあつて、それとのマッチングというか、ちょっと見えない部分があるということだけを指摘しておきたいと思えます。

次に行きます。

細かいことになるかと思いますがけれども、条例の中身を見ると、防犯的な部分で、いわゆる見守りという部分の小学校の通学路を中心に考えられて出てきているのかなという考え方であります。そもそも論で、一般的に防犯カメラというのがすっきりするんですけども、防犯カメラとせずに安全安心カメラというような形にタイトルをしてきた、その説明をしていただきたいと思えます。

◎危機管理課長（隅田昌輝君） 「安全安心カメラ」という名前は、よく検討委員会でも少し、どうしてこういう名前になったんですかというお話をいただきました。この中の御説明では、いわゆる防犯カメラという名称を聞いたときに、検討委員会でもそうだったんですけど、それぞれの方がそれぞれのイメージをしてみえる。例えば大型店舗内にあるカメラ、これを防犯カメラと言うんですけど、これは例えば万引き防止だとか保全のために使うカメラ。今回のように安全安心カメラで公共の場所の防犯、要は犯罪防止に役立てるのが防犯カメラ、いろんな考え方をされる方が見えるといったところで、一つカメラのイメージといいますか、どういったものを設置運用していくんだよということ限定するために「安全安心カメラ」という名称を使わせていただいたというのが1点としてございます。

それから安全安心カメラというのは、先ほどもお話が出ましたように、推進条例に従って、その市の責務として行う環境整備といったところでカメラの整備を進めていくわけですので、その名称を使わせていただいて「安全安心カメラ」という名称に統一をさせていただいたということでございます。

◎委員（塚本秋雄君） そうしますと、この名前、安全と安心、安全はもう大体皆さん方はわかっていると思えます。安心というのは観念的な言葉だと思います。人それぞれによってどういうことが安心につながるかと、そういう部分も含まれているかと思えます。そうすると、今回のカメラは、街頭防犯カメラ、街頭のカメラという解釈でよろしいでしょうか。

◎危機管理課長（隅田昌輝君） 安全安心カメラの設置の定義といたしましては、条例の2条にございますように、犯罪の防止を目的としたカメラであるといったことと、それから公共の場所を撮影する映像装置または記録装置を備えるものという定義になっておりますので、いわゆる街頭というのは公共の場所に含まれるというふうに考えております。

◎委員（塚本秋雄君） 私が言うのは、街頭ということは、いわゆる監視カメラじゃない部分の理解、いわゆる見守りというイメージ、それが防犯につながっていくということです。その関連で細かく言いますと、規則を見ると保管期限が10日以内、要綱では7日になっていたのかな。そこら辺の10日

以内と書いた理由はありますでしょうか。

◎危機管理課総括主査（水野功一君） 10日以内にした経緯でございますが、カメラの撮影する中身によって容量がそれぞれ変わってくる。写真で一枚一枚容量が違うものもあると思うんですが、そういったことが、きちんと期限を切る、例えば7日ぴったりとということで期限を切ることができないということで、最大10日以内ということで容量等を考慮しながら10日以内になるように設定して運用していくということで、10日以内というふうにしてあります。

◎委員（塚本秋雄君） じゃあ、最後の質問にさせていただきます。

細かいことは財務委員会の議論で出てきて、どういう形の質問になるかはわかりませんが、私としては街頭防犯カメラ的な部分、見守り的なカメラでありますから、特にプライバシーの侵害を含めて、個人情報の問題を含めて、やっぱりその運用方法が大事だと思います。そういう意味合いでは、これは条例ですから細かいことは言えませんが、やっぱりメンテナンス、保守がしっかりできていくのか、機器の保守を含めて、あとは設置者の責任が問われてくるのではないかなという部分がありますので、それについては財務委員会のほうでまた聞いていきたいと思っております。以上です。

◎委員長（大野慎治君） ほかに質疑はございますか。

◎委員（梶谷規子君） さっき10日と言ったので気になったんだけど、規則の5条のほうで、安全安心カメラを設置する日の14日までに届けなくちゃいけないというところが5条にあるんですが、その14日前というところは、どのような内容で14日と規定したんでしょうか。

◎危機管理課長（隅田昌輝君） 国の基準の届け出の14日前までに届けるということに関しての14日の工期ということですか。

これは、基本的に提出をいただいて、その内容についての審査といいますか、内容確認をするのに必要な程度の期間といったことで2週間という日にちを設定させていただいております。直前に出されても、あしたつけますと言われても審査ができませんので、14日前には出していただくといった手続で事務を進めるというふうに考えておりますので、そういう形にしております。

◎委員（梶谷規子君） 条例の附則で、この条例は公布の日から施行するになっているんですが、もう公布の日からすぐ施行するというふうに、すぐ設置していこうという準備がどのように整っている状況でしょうか。

◎危機管理課長（隅田昌輝君） 基本的には、この条例ができたときからこの安全安心カメラとして位置づけていくものを受け付けていくという形にな

りますので、公布のときのタイミングでは安全安心カメラはないという状況であります。ですから今後、区のほうから要望が出てきて、条例制定後にこういうカメラをつけたいという御相談があれば、条例の趣旨等を御説明差し上げて設置運用基準をつくらなきゃいけないんですよとか、今後の管理はこうなるんですよというようなことを御説明しながら書類を整えていただいて出していただくといった形になりますし、市についても今後、安全安心カメラとして位置づけるものについて条例公布後に手続を進めていくと、設置運用基準をつくっていくという形になるというふうに考えております。

◎委員長（大野慎治君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） ないようですので、質疑を終結します。

次に、議員間討議は必要でしょうか。

〔「ちょこっと」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） じゃあ議員間討議に入ります。

◎委員（塚本秋雄君） 条例は条例としてあるんですけれども、それは補正予算との関係があるかもしれませんけれども、実際は100台という大きな数字が出てきて、それをつけるということになっております。具体的には、その100台の場所とか機種、機種はパンフレットで出ている状態ですけれども、それはしっかりとした運用なり保守メンテナンスができるかどうか、その場所自体が明らかにされてくることによって具体的にイメージも出てくると思います。そういう意味合いでいうと、この条例とこの補正予算とは、本会議の質問もあったかと思えますけれども、私としては補正予算の中での議論が最終的にできないと、ちょっとここの部分については意見がまとまっていない状況でありますので、そこら辺の意見の、もし意見がありましたら皆さん方の意見を聞きたいと思えます。

◎委員（伊藤隆信君） 今、安全安心カメラの設置の運営に関する条例でございますので、これはやはり財務常任委員会と切り離して、条例だけでひとつここでお願いをしたいと思えます。意見として。

◎委員（関戸郁文君） 塚本委員にお尋ねしたいんですけれども、100カ所全部決まっていなくて条例がつかれないというふうに聞こえちゃったんですけど、そういう意味ではないですよ。

◎委員（塚本秋雄君） 寄附をされてやっていく防犯カメラ、安全安心カメラという部分があります。その場所を、じゃあどこに提示してどこで了解をとっていく。当然、設置する場所にも了解をとらないかと思えますから、じゃあ議会が知らずにそれでオーケーという議論にはならないかと。

今後も含めて防犯カメラをどこに設置するというのは、じゃあどこで明らかにしてそれを決定していくという考え方は、当局はあるかどうか聞いていきたいと思います。

◎委員（相原俊一君） 先ほどの検討委員会、これの議事録も読ませてもらいました。今、3回開かれているんですよね。これは来年の3月までに6回開かれるんですよ。その中で、この検討委員会の中で当然検討されていくと思います。

◎委員（塚本秋雄君） 当局、来年の3月までに6回開くんですか。

◎危機管理課長（隅田昌輝君） 補正予算で6回の検討委員会の謝礼を計上させていただきましたので、6回という予定をしております。

今回、今3回開いて、この年明けから何回開くかということについては、ちょっと委員長さんと御相談を差し上げた上でという形になります。その中で、今議論になっております設置箇所についても、提示をしてお示しをして、お話し合いをするような機会は今後あるのかなと、想定はできるのかなというふうには思っております。

◎委員（相原俊一君） 私どもはこの条例を審査するべきであって、その設置箇所については、その検討委員会のほうの検討することではないかと思っております。

◎委員（塚本秋雄君） 検討委員会の位置づけなんですけれども、謝礼で5,000円、別に条例を制定して議会の了解を含めて進めておるとは思っていないけれども、当局が議案、条例をつくっていく上において市民参加条例のもとでやられているのかなと思っておりますけれども、そこら辺の考え方はいかがでしょうか。

◎総務部長（山田日出雄君） 当然、その市民参加といった部分、また、これは3月の請願の際に附帯決議として、関係団体、関係者等も参加を得た形での協議をいただくと。そして、さらに条例化を検討することといった形での附帯決議を全員一致でいただいております。そうしたところを受けるといっても含めて今回の検討委員会の中でいろいろと御議論をいただいて、それぞれ皆さんのお考えをお聞きしながらこうした形になったというところがあります。

設置箇所については、いろいろお聞きしておりますと御議論はありますけれども、市とすれば、一定そうしたところも検討委員会の中で、市としても最終的な案をお示ししながら、またその際には、決定後にはなるかもしれませんが、議会のほうにも報告をしていきながら進めていきたいと考えております。以上です。

◎委員長（大野慎治君） 梶谷委員、御意見はございますでしょうか。

◎委員（梶谷規子君） 一応、その補正予算の中での安全・安心管理事業の議論をした上でというところで、もう一度条例に戻ってもいいかなとも思うんですが、本会議の中で私自身がいろいろ懸念していた材料は、非常に丁寧な答弁をしていただいたので、基本的にはこの条例の中身で、今の委員会での答弁とあわせて、本当に市が設置する安全安心カメラだということの位置づけは明確になってきているとは思っているので、ここで採択でもいいかなとも思うんですが。

◎副委員長（櫻井伸賢君） 議論百出あったところ、本会議でも一番多く時間が割かれていたところなんで、これは財務委員会の中で全員で議論してもいいんじゃないかなという思いが私の中には今あります。

◎委員（相原俊一君） ことしの3月議会でこの請願が出されたんですね。ここに出席されていらっしゃる方がほとんど紹介議員になられているんです。それであれば、総務・産業として結論を出して、財務は財務で議論すればいいと、私は。先ほど総務部長がおっしゃったように、この請願は附帯決議がついているんです、本当に。それで、その附帯決議というのは、まずこの条例をつくらうということになっているんですよ。それと、各団体としっかりと話し合おうという。ですから、この委員会で結論を出すべきだと私は思います。

◎委員（塚本秋雄君） 一般的に条例をつくって市民に周知するときは、やっぱり公布日をしっかりと選定して僕はやるべきだと思っております。今回の条例は、最後のところを読みますけれども、この条例は公布の日から施行する。もう条例が公布されたら即という部分があります。結構市民に対しての周知期間という部分があります。そういう意味合いで、ちょっと急いでいる部分を感じられますと同時に、本会議の中でも機種を選定の基準を示しますと言っていましたけれども、カタログはもらったんですけど、機種を選定の基準があるのかどうか、示してくれるのかどうか、そこら辺をお尋ねしたいと思います。

◎総務部長（山田日出雄君） ただいま、まずは条例の公布といったお話がございました。ということであれば、まずは条例の御審議をというふうなところなのかなあとと思います。公布に当たっては、当然、今後の条例に関しては遡及適用はしないということで考えておりますので、今後のそうした設置に当たってそれぞれ、しかも、対象とすれば市、そしてそれ以外、若干の行政区等がございますので、そうしたところについては今後周知していけば、区長会等を通じて周知をしていくことで十分に図っていきたいなというふう

に考えております。

また、カメラの機種を選定についてですけれども、これは本会議の中でお話をさせていただきましたけれども、今回のカメラについては、一定寄附としてのものに関する御指摘、御質問だったと思います。そういう意味に関しては、私がたしかお答えさせていただいたのは、一定寄附者に対しても一定レベル以上の機種を選定したいというお願いをしているというところで、じゃあどういふものかということ、例えばということで、こうしたカタログのものをお示しさせていただいたところでもあります。今後、市が設置するものに関しては、市として同等程度以上のものを、今後、またいろいろ機種も新しいものになっていくとは思いますが、そのときに、ちゃんと防犯、犯罪の抑止力として有用なものを機種として選定をしていくと考えております。

◎委員長（大野慎治君） それでは、委員長のほうから一言述べさせていただきます。

本会議は、若干ちょっと設置の部分は入りましたが、委員会でも条例の中身についての質疑で皆さんしていただきましたので、この本委員会で採決することにいたしたいと思っております。

じゃあ、以上で議員間討議を終結いたします。

◎委員（塚本秋雄君） 採決ね。財務委員会が終わった後の継続までにはしないということですね。

◎委員長（大野慎治君） しないということで、よろしく願いいたします。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第67号「岩倉市安全安心カメラの設置及び運用に関する条例の制定について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（大野慎治君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第67号は、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第68号「岩倉市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（梶谷規子君） この条例の主な改正内容のところ、当該非常勤職員の子がというところの説明があるんですが、この岩倉市の中での該当者ということはないということでの確認で、まずいいでしょうか。

◎秘書企画課統括主査（加藤 淳君） このたびの改正で非常勤職員が対象になっているんですが、その非常勤職員については、育児休業法等で一般職の職員が対象となるということと、あと嘱託職員とかの特別職については対象にならないということと、あとパート職員については、これも育児休業法で臨時的任用ということで、こちら外されているということでございますので、適用となる職員については、今再任用の短時間勤務職員になります。こちらのほうは今、14人の職員が勤務されていますが、今のところは実績等、対象となる方はいらっしゃいません。以上です。

◎委員長（大野慎治君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（梶谷規子君） もう一点、済みません、その対象が今言われた再任用の短期間の職員なんですけれども、主な改正内容での3条の6号になるのかな、次は最初にもらったところで職員についてというふうに今度は書かれてあるんですが、この職員についても最初の当該非常勤職員ということで見ているのか、常勤職員も入ってくるのか、そこのところの確認をお願いしたいんですが。

◎秘書企画課統括主査（加藤 淳君） 今、梶谷委員から御質問ありました件なんですけど、第3条関係ということで、こちら職員と書かせていただいておりますが、この職員については正規職員も含まれております。正規職員については、育児休業法で子が3歳まで育児休業をすることができますが、第3条関係の改正につきましては、育児休業の1回やめてとか、期間延長が1回までは育児休業法は無条件でオーケーとされているんですが、その3条の関係で、特別の事情についてはその限りではないということでございますので、その3条関係の改正については特別の事情について、例えば育児休業にかかわる子について、保育所とか、その辺の保育の利用を希望し、申し込みを行っているが、当面その実施が行われないこととかについて、その事情に追加されたことの改正でございます。以上です。

◎委員長（大野慎治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（大野慎治君） 質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。
それでは、議案第68号「岩倉市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（大野慎治君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第68号は、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第70号「尾張都市計画岩倉下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について」を議題とします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。
質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） ないようですので、質疑を終結します。
討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。
議案第70号「尾張都市計画岩倉下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（大野慎治君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第70号は、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

（休 憩）

◎委員長（大野慎治君） 休憩を閉じ再開いたします。

次に、陳情第15号「陳情書「岩倉市商工会を中心とした地域商工業振興に対する支援体制の拡充」」を議題といたします。

陳述人がお越しになっていますので、陳情書で追加した6項目め以降の部分を中心に陳述人から意見陳述を求めます。

◎陳述人（山田幹夫君） おはようございます。

議員の皆さん方には日ごろよりお世話になっておりますことを、まずもっ

て感謝申し上げる次第でございます。

ただいま委員長さんのほうから御指摘がございました。今年度、陳情書を12月4日に議会に提出させていただきました。昨年度と違った追加のところを御紹介させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

委員長さんから御説明がございました、4件追加となっておりますので、まず1点目。

中小企業・小規模事業者の事業承継への支援。

全国の中小企業の数、1999年から2015年の15年間に約100万社が減少している。また、経営者の高齢化により、平均年齢は約60歳と過去最高水準となる中、数年後には団塊世代が大量に引退する時期が差し迫っており、その内の半数が廃業するとの調査結果もある。

このような情勢の中、地域の雇用や貴重な技術、有形無形の財産が失われることを防ぐために、企業の経営及び資産の継承が円滑に行われるよう支援することが、喫緊の社会的課題となっている。

については、地域中小企業の基盤が未来に向けて円滑に機能するため、事業承継に取り組む中小企業・小規模事業者への事業承継補助金制度などの、支援策の創設を要望する。

続きまして、商工会の経営支援体制確立への配慮。

商工会は、小規模事業者の持続的発展を支援するため、商工会で策定した経営発達支援計画に基づき、小規模事業者の経営計画の策定を支援するとともに、その計画の実行及び進捗や成果を把握するための伴走型支援を実施することにより、地域商工業を活性化させることが求められております。

今後、商工会は、経営発達支援計画に基づく小規模事業者に対する伴走型支援を通じた地域商工業振興の担い手として期待されている。一方で、祭りやイベントなど社会一般の福祉の増進に資する事業の担い手としても、これまで同様に期待が寄せられている。

したがって、地域商工業の活性化がこれまで以上に求められている今日、特に、商工会は、地域の小規模事業者に対する経営計画策定、実行等による支援が最大の使命であることから、限られた事務局職員と予算で運営されている商工会が、経営支援体制確立を最優先できるよう配慮を要望する。

続きまして、人手不足、生産性向上に対する支援の強化。

愛知県内の経営環境は、大企業、中堅中小企業を中心に緩やかな回復基調にあり、人材の確保についても、学生の大企業志向を背景に採用予定数を確保している。

しかし、県内産業を下支えしている小規模事業者においては、人材の確保、

育成は容易ではなく、人手不足が常態化しており仕事が受注できないケースも出てきております。

そのため、小規模事業者が人材を確保するために、小規模事業者ならではの魅力を発信する取り組みへの支援や、女性、高齢者が活躍できる職場環境の整備等生産性の向上を図るための支援策の強化を要望する。

最後に、街路灯の維持管理への支援。

街路灯は、商工会および各地区街路灯組合が永年にわたり維持管理をおこなってきました。昨今は会員や商店の数も減少しており、維持管理の運営が財政的に厳しい状態である。

平成26年度に商業団体等事業費補助を受け、街路灯をLED化に変更したところですが、街路灯は岩倉市にとっても「安全、安心のまち」として市民の防犯の一助となっていることから、街路灯の移設や撤去、塗装・足元補修など維持管理に対する補助金など、支援策の強化を要望する。

以上でございます。

◎委員長（大野慎治君） 陳述が終わりました。

岩倉市商工会さんからの陳情については、平成29年3月の定例会において、5項目めを除き一部採択していますので、今回の陳情についても、岩倉市市議会請願書及び陳情書取り扱い要綱第9号の規定により取り扱うことに御意見はございませんか。請願並みに扱うということで御意見はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 御異議なしと認め、続いて質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（塚本秋雄君） 一つだけ質問させていただきます。

陳情書の裏側に「平素は」という文章があるんですけど、下から3行目に、私ども商工会、青年部、女性部を含め4万4,000余りの会員って、4万4,000も会員がいるんですか。どのような感じですか。愛知県のことかね、これは。

◎陳述人（山田幹夫君） はい、愛知県内です。

◎委員（塚本秋雄君） はい、理解しました。

◎委員長（大野慎治君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（関戸郁文君） 済みません、今、6番から御説明だったんですけども、ちょっと5番のことで行政に聞きたいことがあるんですけど、一応、よろしいですかね。

◎委員長（大野慎治君） よろしいです。結構です。

◎委員（関戸郁文君） 5番の官公需発注における商工会員を優先した受注

機会の確保というところなんですけれども、1行目の後ろの「とりわけ商工会員を優先した随意契約」というのが書いてあるんですけれども、これは優先することは可能なんですか。

◎行政課統括主査（井手上豊彦君） 随意契約ができることの場合というのが地方自治法の施行令のほうで規定されておまして、特定の事業者と随意契約できる要件といたしましては、地域活動センターとか小規模作業所、シルバー人材センター等からの物品または役務の提供を受ける契約というふうに規定されておまして、障害者福祉施設等の推進といった一定の政策の目的のために必要な随意契約を締結できるというふうにされております。そのため、地方自治法の施行令の規定からは、商工会の会員様を優先とした随意契約はできないということになりますので、よろしくお願ひします。

◎委員長（大野慎治君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（梶谷規子君） というところがあるので、前回も5番だけは除いて採択したという経過があると思うんですけれども、でも、ここの「とりわけ商工会員を優先した随意契約」のところだけ抜かせば、やはり地元の中小業者の人たち、以前も総務委員会と商工会の懇談の中でも、やはり地元の業者に受注機会の確保・拡大の要望が多いということでもありますので、ここだけ抜かしてという文章ではだめなんですかね。地域経済の活性化の観点から地元中小企業者の受注機会の確保・拡大など、特段の配慮を要望するという、過去の実績にかかわらず地元商工会員を……。ここも優先的につてあるね。優先的に指名、対象業者に選定するよう要望する。やはり優先とかのところを抜かして受注機会の確保・拡大を要望するみたいな文章にして採択みたいなのはどうでしょうか。そういう……。

◎委員長（大野慎治君） ちょっと済みません、まだ議員間討議に入っていないので。

済みません、ちょっと委員長のほうから。

今もそうなんですけど、地元の商工会員さんが結果的に今、市内の指名業者さんやそういったもの、特命随契じゃないんですが、文具や何かに関して、その他のものにも結果的に商工会員さんになっているんじゃないかなというのが、そこが入っていようが入っていないかろうが、結果的に会員さんかどこかというのは当局は把握されておませんが、結果的にになっているのではないかと思われませんが、いかがでしょうかというのは聞いてもわからないね。

◎行政課統括主査（井手上豊彦君） ちょっと商工会員さんかどうかというのはあれなんですけれども、市内で受注可能なものにつきましては、市内の

業者さんを優先して業者選定を今でもさせていただいておりますので、そういうことで受注機会の確保に努めておるといふこととさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

◎委員長（大野慎治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（大野慎治君） ないようですので、質疑を終結します。

次に、議員間討議に入ります。

発言する議員は挙手をお願いいたします。

◎委員（榊谷規子君） といふことと、先ほど言った5番については、その部分を抜かして、より今でも、今答弁があったように、市内の中小業者については受注機会の確保に努めているといふ現状であります、より拡大をといふ配慮を要望するといふところを、とりわけ商工会員を優先した随意契約時の適正な価格によるといふところを取っていいかといふことではどうでしょうか、意見陳述の方、商工会長さん。

◎陳述人（山田幹夫君） 先ほど御質問ございました平素はといふことと、私ども県内57の商工会代表が一堂に会して開催した平成29年度の商工会長会議において、別添えのようといふことと決議をしておりますし、それと、また私ども商工会においても理事会で皆さん方に決議をしていただいて署名捺印をしたものを市長さんと議長さん宛てに届けておりますので、文言を変えるといふことはできないと思ひます。それで文言を変えなきゃといふことになると、そこをどうされるかといふことは議会で判断をしていただければ結構だと思ひます。

◎委員長（大野慎治君） ほかに発言する議員さんはいらっしやいませんか。ほかの項目についてもよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） じゃあ発言する議員さんはございませんので、議員間討議を終結いたします。

取り扱ひについては、本当はここで議員間討議中に、取り扱ひについては全ての項目を採択といふことなのか、前回は5番目のところが、ちょっと今、榊谷委員の御発言にありましたように、地元中小企業者だったら多分に問題はないだろうといふことだったんですが、商工会員といふところがひっかかって、前回5項目めが外れてしまっていました、商工会さんとの意見交換の中でもこの部分は強く言われて、あのときも商工会員といふ発言じゃなくて地元中小業者ではございましたが、そういった意味でここを採択するか、5項目めを含めて採択するか採択しないのかといふところだけ、今、

議員間討議は終結しましたが、私も取り扱いに困りますので、各委員さん、発言を述べていただけませんか。

◎委員（関戸郁文君） やはり今、法令上できないということなので、やっぱり前回同様、大変申しわけないんですけれども、商工会長さんいらっしゃる前で、ちょっと本当に申しわけないんですが、5番だけは前回同様、省かせていただいて、部分採決というんですかね、一部採決にさせていただきたいと思っています。

◎委員長（大野慎治君） ほかの委員さん。

◎委員（相原俊一君） 実質的には市内業者さんだというようなニュアンスで受けとめました。中小企業・小規模企業の振興基本条例、これも当局のほうは今つくる段階にあると。そうですよね。そういうことであれば、それと相まって……。

◎委員長（大野慎治君） そうですね、そういう方向性ですね。

◎委員（相原俊一君） そうですね。だから、そういうことも相まって考えれば、5条のことは一部採択で、これがなくても振興基本条例があるから、そっちでいけるんじゃないかと。

◎委員（塚本秋雄君） 私は、今回の陳情そのものについては、別に問題ないから採択すればいいんじゃないかなと思っています。陳情ですのね。全体的に、今までは小規模事業者は大変だったということで、平成26年、このトップに書いてありますけど、小規模企業振興基本法ができてきたと。国が法律をつくって、それで愛知県もつくってきているわけです。愛知県は平成24年に愛知県中小企業振興基本条例を制定されている。岩倉市は制定されていないんですけれども、そこら辺の小規模事業に配慮するというのも大きな課題、それは食育の問題から発信した食料自給率の問題を含めて地産地消、地元でとれたものは地元で食べ、地元で処理するものは処理していく、ごみの問題も結構言われますけれども、そういう意味合いで言うと、地元で市税協力している、あるいはいろんなイベントを協力しているところを共通認識を持つのが、この国の法律、県の法律、岩倉市が考えてほしいことだと僕はと思っていますので、特に外す必要はないと思っていますし、特にお互いが、市民や市や議会が一層の相互の理解を深めていくためにも必要なポイントじゃないかなと思っています。以上です。

◎委員（梶谷規子君） 5番については、その文言を一部外すというのは難しいということなので、やはり今の岩倉市の随意契約の要綱がそこになっていないということで難しいかなと思うんですが、次回持ってきていただくときには、そこを、「とりわけ」というところを、商工会員を優先した随意契

約時の適正な価格云々を外した形で、市内の中小企業の人たちの受注の機会の確保・拡大に努めるようというところに持ってきていただけるといいかなと思っっているんですが。私たちも中小企業・小規模企業の振興基本条例が、ぜひとも岩倉市にも欲しいということで、この間、委員会の中で、お盆もかけてずうっと何回も議論をしていく中で、本当に基本条例をつくって市内の中小企業者の人たち、とりわけ小規模事業者の人たちが本当に高齢になっている中、支援体制をしていく必要があるということで、市を挙げて、議会もかかわって、教育機関とも大いにかかわりながら、こうやっていくことの必要性を非常に皆さんの意識が高まってきたことで大事なことだと思っっています。だから、そこの部分がちょっと、岩倉市の今の随意契約云々の条例ではない、要綱ですよ。自治法の施行令。岩倉市だけの要綱ではなく、自治法の施行令の中でそぐわないということでは、やはり5番は外した形での採択にしたほうがいいんじゃないかなと思っいます。

◎委員長（大野慎治君） それでは、5項目めの「官公需発注における商工会員を優先した受注機会の確保」という部分を除き、陳情第15号「陳情書「岩倉市商工会を中心とした地域商工業振興に対する支援体制の拡充」」に対して、一部採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（大野慎治君） 挙手多数であります。

採決の結果、陳情第15号は、賛成多数により一部採択すべきものと決しましたので、本会議にて委員長報告させていただきます。

暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（大野慎治君） 休憩を閉じ再開いたします。

ただいま採択いたしました陳情第15号に関しては、3項目めの中小企業・小規模企業振興基本条例の早期制定という部分に関しては、総務・産業建設常任委員会で協議した内容をもって、政策提言という形で議長のもとに提出して、議長のほうから当局のほうに提出させていただきますので、御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 異議なしと認めます。

次に、陳情第12号「歩道および歩行者専用道路に関する車の規制についての陳情」を議題といたします。

陳情者に書面にて議会事務局より陳述を求めましたが、残念ながらお越しになられませんでしたので、本陳情については、当局と質疑はしたいと思っ

ますが、御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 御異議なしと認め、質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（関戸郁文君） 陳情事項の1番、2番、3番と下のほうにあるんですけれども、これは多分、いろんな方がいろいろ役所に言ってきていることだと考えられるので、今現在、それぞれどんな状況なのかということ。

〔「危機管理課長」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） いない。委員長の取り扱いが悪かったです。ごめんなさい。申しわけなかったです。

再度、関戸委員。

◎委員（関戸郁文君） 陳情事項の一番下のところです。1番、2番、3番と、バロー前の駐停車規制の実施等々あると思うんですけれども、こういう内容は、多分、役所のほうに既にいろいろと入ってきていると思うんですね。ですので、今現在、この3つの事項についてどのような状況にあるのかというのを、わかる範囲で教えていただけますでしょうか。

◎危機管理課長（隅田昌輝君） 今現在、3つの事項のバローの前の駐停車規制の実施については、苦情等は今、市のほうに入ってきていない状況です。2番の歩行者専用道の徹底、通行禁止につながる対策という部分につきましては、陳情者の方以外の方からお話、苦情としていただいております。これは、五条川堤防道路の歩行者専用道の車の通行に関して、要は歩行者専用道としての規制が守られていないというようなお話をいただいております、それについては江南警察署と調整をさせていただいて、要は付近の区への区長さんを通して、こういった事情で回覧を回していただいて、この道路については歩行者専用道になるので、その付近の方が車の乗り入れをする場合は規制に対する通行許可の申請をしてくだささいといった流れの回覧をしていただいたという経緯がございます。ごめんなさい、3番になりますかね、それは。ですので、岩倉市内の歩行者専用道の通行については、これはちょっと余談になりますけれども、江南警察署のほうからも、岩倉市内は歩行者専用道の比率というのが県内でもかなり高いというような話があって、しかも終日歩行者専用道になっている道路が非常に多いといったお話をいただいております、これは岩倉市の施策として、五条川の堤防道路というのを散策していただくと、市民の方に親しんでいただくといった施策があるので、そういった意味も含めて、これは市として施策を進めていきたいというので、これは守っていききたいという意向を強く求めておりますので、歩行者専用道が

多いことに関しては、車の乗り入れが少ないので交通事故が減るといった部分では、岩倉市内の交通安全というものについては一定図られているのかなと思うんですけれども、御指摘のように、車が通行するといった実態については、警察と連携をしながら、どうしても入ってくる車があるので、そういった車に関しては、きちっとした指導をして乗り入れの許可をとっていただく、それ以外の車は入り込まないような施策をしていただくということで、警察のほうにも要望しているといった状況でございます。

◎委員（関戸郁文君） よくわかりました。

2番、3番については、行政としてはやるべきことをやっているというふうに思います。1番については、これは苦情じゃなかったということなんですけれども、これもまた行政としてやれることというのは、規制を警察に言うというだけか、あるいはもっとほかのことができるのか、ちょっと教えていただけますか。

◎危機管理課長（隅田昌輝君） この箇所については、先ほど申し上げたように苦情はいただいておりますけれども、交通安全施策上、今言われた警察の規制の取り締まりと岩倉市としてできる啓発、申し入れだとか、そういったソフトな部分と2つ切り分けができるかなと思います。

今後、このバローについてもそうなんですけれども、こういうお話をいただきましたら、市としても、例えば店舗にお話をして、こういった事情があるので、お客さんに御注意いただきますだとか、そういったお話をさせていただくとかといったことはできますし、警察のほうにも申し入れをして、駐車禁止の規制がかかっているところであれば、しっかりと取り締まりをしてくださいというような要望は出ていますといった話もできるかなというふうに思っております。

◎委員長（大野慎治君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） ないようですので、質疑を終結いたします。

それでは、今の質疑がありましたので、陳情第12号の取り扱いについては、当局より店舗及び江南警察署に対して、このような陳情があったことを申し入れていただくことにしたいと思っておりますが、御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 御異議なしと認め、当局、危機管理課にはお手間をおかけしますが、よろしく願いいたします。

以上で、当委員会に付託されました議案は全て議了いたしました。

なお、本日の本委員会の委員長報告の文案につきましては正・副委員長に

御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 異議なしと認め、そのように決しました。

以上で総務・産業建設常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。